

令和3年12月9日
13:00～ 第6委員会室

第3回議会改革協議会 次第

- 1 第2回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 多様な手段による議会活動の報告等について
- 3 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 4 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて
- 5 議会におけるDXの推進について
- 6 第4回協議会について
- 7 その他

第 2 回議会改革協議会 会議録

開催日：令和 3 年 9 月 28 日（火曜日）

開催場所：議事堂 2 階 第 6 委員会室

出席委員：田仲常郎委員（自民党・無所属の会：座長）、三原朝利委員（自民党・無所属の会）、
本田忠弘委員（公明党）、渡辺修一委員（公明党）、
白石一裕委員（ハートフル北九州）、森本由美委員（ハートフル北九州）、
山内涼成委員（日本共産党）、出口成信委員（日本共産党）、
日野雄二委員（自民の会）、戸町武弘委員（自民の会）

議題：

- 1 第 1 回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について
- 3 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて
- 4 多様な手段による議会活動の報告等について
- 5 第 3 回協議会について

主な意見など

1 第 1 回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

- ・資料 1 のとおり、第 1 回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

- ・ただいまの説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）。

2 議会及び議員の政策立案及び政策提言機能の強化について

【事務局】

- ・資料 2、3 により説明

※以下、主な意見等

【自民党・無所属の会】

- ・「どのような内容について議員間討議を行うべきか」、また「政策立案、政策提言について議員間討議を行う機会はどうあるべきか」という 2 点については、現行どおり、常任委員会やその他協議会等において、協議体の統括責任者の決裁のもと行うのが望ましいと考える。
- ・「議員提案による政策条例制定等を目的とする政策立案システムを構築すること」についても同様、常任委員会による議論、意思形成を中心としつつ、討議を必要とする案件また部局間にまたがる案件など必要に応じて、その場で臨機応変に対応すべき。

【公明党】

- ・「どのような内容について議員間討議を行うか」については、所管事務調査の事項選定・報告のまとめ、行政視察先の決定や、視察後の意見交換について議員間討議すべき。
- ・常任委員会において、委員会所管事項又は委員会で定めた所管事務調査事項に関して、議員による提案や政策調査活動内容の報告を公表できるように、所属の委員会において委員間で意見を述べ合うことから始めたらどうか。
- ・「政策立案、政策提言について、議員間討議を行う機会はどうあるべきか」については、「子どもを虐待から守る条例」が一つの例であり、あくまでも常任委員会を中心に必要に応じて超党派のプロジェクトチームを結成し、議論、討論してはどうか。
- ・「議員提案による政策条例制定等を目的とする政策立案システムを構築することについて、どのように考えるか」ということについては、政策立案システムを構築することは重要と考える。システム的には、議員が提案し、会派で検討、さらに議長宛てに提出し、政調会長会議や幹事長会議等で方針を決定し、必要であれば少数会派を含めた超党派によるプロジェクトで協議し、常任委員会で委員間討議を行ってはどうか。

【ハートフル北九州】

- ・現行、議員間討議は常任委員会で行っているが、もっと活性化させることは必要である。しかし討議を行うことはよいが、喧々諤々議論した後に二つに意見が分かれ、それで終わりということではもったいないので、まとまらないときにどうするかということを決めて、試しながら行っていくことが重要。
- ・「政策立案及び政策提言機能の強化」については、「子ども虐待条例」ではプロジェクトチームを作ったり、委員長から提案があり委員会で行ったりと、これまでも様々なやり方で条例を制定してきた。特にシステムでカチッと決めるのではなくて、これまでも色々な方法で行ってきたということ、新任も含め議員全員に提示すればよい。

【日本共産党】

- ・「どのような内容について議員間討議を行うべきか」については、条例制定、意見書・決議、その他任意の提言書等の作成の他、従前の常任委員会における所管事務調査の項目決定、報告書取りまとめ、行政視察先の決定、事後意見交換等でよい。
- ・「政策立案、政策提言についての、議員間討議を行う機会はどうあるべきか」については、市民の負託を受けた議員としての自覚を持って、会派や個人としての意見、主張で議論を戦わせる土壌を皆で協力し合って作っていく議会になっていかなければならない、こういったことを議会改革協議会として提言すべき。
- ・「議員提案による、政策条例制定等を目的とする政策立案システムを構築することについてどのように考えるか」については、議会発の条例「議会基本条例」、「子ども読書条例」、「中小企業振興条例」を策定した経過をしっかりと踏まえ、現行の所管の常任委員会で議論が活性化し、積極的役割を果たすように、協議会から提言すべき。

【自民の会】

- ・議員間討議については、議会、委員会の意見を集約しなければならないものは全て議員間討議をすべき。

- ・本来、議会は意見を集約するところであり、そのために多様な市民の代表として我々議員はいる。常任委員会で、そもそも議員が持っている主張を出し合えるような委員会の雰囲気作りが、まずは必要。そのためには、トライアンドエラーで、今行っていることを少しでも議員間討議できるように委員長が采配していくべき。
- ・議員提案、議員提言をどのように行うかについては、システム化してはどうかと提案したが、特に新任議員の場合、自分が作ろうとする政策をどのように実現できるのかということがまだ分からない。
- ・委員会主体となったときに、多数の議員が所属する会派の場合には同じ会派の議員が各委員会に所属し情報が入り、議論できるが、そうではない1人会派の議員がその委員会に所属していない場合、政策提言や政策立案をしたいと考えたときに、委員会中心だけでは出来ないのではないか。
- ・政調会長会議等を設置して政策を集約するなど、一つの窓口ぐらいはシステム化して作るべき。

【座長】

- ・議員間討議の実施については、他の政令都市会の状況を見ると、手続を定め実施しているのは2市であり、議員間討議の実施判断について代表者会議で決定、委員会で決定との違いはあるが、討議自体は、委員会の場で行われている。
- ・また、手続を定めていない市の実施状況を見ても、様々な機会を捉え実施していたり、委員会のみで実施していたりと、その状況は分かれている。議員間討議を行う内容についても、各市議会で違いはあるけれども、本市議会でこれまで行ってきた内容と概ね同じようである。
- ・私としては、これまでどおり常任委員会において、所管事務調査の項目決定や、報告書取りまとめ、行政視察先の決定や事後の意見交換のほか、討議を必要とする案件があれば、必要に応じて委員会で協議し、実施する、としてはどうかと思うがいかがか。

※以下、主な意見等

【自民の会】

- ・その場合、1人会派の議員は、自分の所属していない委員会の中で影響力を持ってないのではないかと思うが、他の会派の方々はどう考えているか聞いてもらえるか。

【自民党・無所属の会】

- ・同じ政策を実現していく、一つの政策を実現していくためには、会派のあるなし問わず、人数を問わず、他会派とも連携が必要だと思う。そのような場合には、委員会に所属していない他会派の議員にしっかりと協力を得た上で、その方々に提案してもらうといった可能性があるのではないか。
- ・それでも通らない場合には、プロジェクトチームという委員会を超えたものを考えてもいいのではないか。原則は、常任委員会中心主義を採っている以上は、常任委員会での議論が望ましいと考える。

【公明党】

- ・最終的には常任委員会ですっかり議論するものだと思う。
- ・1人会派の方は常任委員会に入っていない場合が往々にしてあるため、必要に応じてプロジェクトチームを作ったり、ワーキンググループを作ったりして、広く少数会派の方の意見も聞いた上で進めていくべきではないか。

【ハートフル北九州】

- ・少数会派の方が入っていない常任委員会があるということだが、情報はその時一度で決めるのではなくて、継続して議論すると思うので、議事録などで情報の共有化というのは図れると思う。
- ・内容によって横断的に行う方がよい場合は、プロジェクトチームで実施するというようにしていけば、その時その時のテーマなどで形態を決めていくという柔軟な対応ができるのではないか。

【自民の会】

- ・少数会派の方々が他のところに頼むことは、現実的には難しい。そもそも委員会に所属してないと情報が入ってこない。
- ・議会というのがなぜ57名で成り立っているかということ、色々な方から意見をいただき、それを集約する過程が、この議会の1番大切な機能だと思う。こういう条例を作りたいと考えたときにプロジェクトチームを作ればよいというが、そのプロジェクトチームを作ることを決定する場所はどこか。

【日本共産党】

- ・常任委員会があり、そこに至るまでのステップをどうやって踏んでいくのかというところが、最大の課題になっている。提案を吸い上げる窓口というのは、そういう意味だろうと思う。その窓口を常任委員会の委員長が、しっかり幅広に持っていただくという意味では、窓口は大事だと思う。

【座長】

- ・「政策立案システムの構築」については、政令指定都市議会の状況を見ると、ルール化している議会のうち、検討会議で政策立案を行っているのが4市、常任委員会で行っているのが1市、様々な主体で行っているのが1市で、ルール化していない議会においても政策立案の方法は様々である。各会派のご意見も提案の方針決定や精査を行う場を設け、政策立案は常任委員会やプロジェクトチームなど複数の選択肢を用意しておくといった意見が多かったようだ。
- ・私としては、常任委員会において政策立案や政策提言を行うことを基本としつつ、複数の常任委員会にまたがる案件など、内容によっては代表者会議などに諮り、プロジェクトチーム設置など、検討主体を決定するとのことで、多様な選択ができるようにしてはどうかと考えるがいかがか。

※以下、主な意見等

【自民の会】

- ・少数会派の方々は代表者会議に入れない。

【座長】

- ・それには一応規定があると思う。
- ・少数会派、少数会派というところがあるけれども、例えば、少数会派の人も自分と同じ意見や志を持った人たちが一緒になり会派を作るということも一つの形なのではないかと思う。
- ・今、北九州市議会では交渉会派は5人か。

【事務局】

- ・特段、交渉会派云々という明文化した規定はないが、会派については、1人でも当然ながら結成できる。しかし、慣例により5人以上の会派ということで委員を構成しているところが多い。

【複数委員】

- ・明文の規定はないのか。

【事務局】

- ・明文の規定はない。あるのは議会運営委員会の委員を選出する会派が5人以上ということ。

【自民の会】

- ・少数会派も会派であり、1人でも会派だ。

【ハートフル北九州】

- ・私が議員になったときは5人の会派で、一つの常任委員会には委員がいなかったが、それでも情報を集めて色々なことを行った。情報は取りに行けば取れるし、何かあれば、委員長に相談し、そこは自分たちの知恵と行動力で補って問題なくできたと思う。少数だからというのはどうなのか。

【自民の会】

- ・少数会派だからではなくて、多様な意見の集約をするためにということ。常任委員会で政策立案してしまったら発言の機会が無くなる。

【ハートフル北九州】

- ・常任委員会だけに限定すれば無くなるが、色々幅広く声というのは聞くのではないかと、常任委員会だけで全部決めるわけではない。

【自民の会】

- ・少数会派の方々がこういう政策を作りたいというときに、相談できる窓口ぐらいはないといけないのではないかと。

【ハートフル北九州】

- ・政策立案がどうあるべきか、常任委員会で行うということもまだ決まっておらず、これからの議論もある。それぞれ会派に所属していても1人は1常任委員会にしか入れないが、今はタブレット端末にどの委員会の資料も全部入っている。だから、少数の方々の意見をどうやって拾いながらも、仮に政策立案するとした場合に常任委員会で行うのか、他で取上げていくのか、その過程の中でどうやって意見反映していくのか、という過程を議論すればよいのではないかと。だから、今の段階で、常任委員会で行うとか何で行うということを決めた訳ではないのではないかと。

【自民党・無所属の会】

- ・そういう意味で先ほど座長のほうから提案があったように、プロジェクトチーム設置を含めた色々な選択肢を多様にとっておく、という形でよいのではないかと。今後それを議論していく形でよいのではないかと。

【自民の会】

- ・常任委員会でも、必ずしもそれを決定するということではない、という理解でよいかと。

【自民党・無所属の会】

- ・それも含めて今後、検討していくということではないかと。

【自民の会】

- ・検討ということで、決定ではないかと。

【座長】

- ・先ほど、「多様」という言葉で具体的に明言しなかったが、選択肢のある形の中で議論させていただきたい。今この場で決定するということは難しいので、この部分はまた調整させていただきたい。

【自民の会】

(了承)

3 多様な人材が活躍できる議会の環境づくりについて

【事務局】

- ・資料4により説明。

※以下、主な意見等

【自民党・無所属の会】

- ・「多様な人材がさらに活躍できるためのソフト面での具体的な改善策について、どのような取組を行うべきか」という点については、他都市の例にも倣いながら、研修等による意識の醸成や啓発が必要である。

- ・「ハラスメント防止要綱、指針等の策定」については、直近の令和3年6月16日に公布・施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の第8条において、国及び地方公共団体は、公職等としての活動と、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備等々を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする、より具体的、詳細な改正がなされている。現在、全国市議会議長会が、関係省庁に詳細を照会中であり、詳細が判明次第、各市議会へ情報提供するという事なので、本市議会としても、これらの具体的詳細情報をもとに検討を進めていくべきであり、現時点ではその動向を見守る必要がある。
- ・「議員への意見聴取、アンケートなどを行うことについて」は、本協議会での議論次第と考える。なお、実施しない場合も、少数会派についてはヒアリングを行うといった手法を考えてよいのではないかと。

【公明党】

- ・「多様な人材がさらに活躍できるためのソフト面での具体的な改善策について、どのような取組をするか」という点については、全国市議会議長会の決議の内容や、I P U（列国議会同盟）の示した「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を参考に、できる有効的な取組を検討すべき。
- ・「ハラスメント防止要綱、指針等の策定についてどのように考えるか」という点については、ハラスメント防止要綱、指針等は策定したほうがよいし、改選ごとに研修をしっかりとすべき。
- ・女性が政治家を目指しやすい環境を整えようと、セクハラ・マタハラ対策を盛り込んだ改正候補者男女均等法が令和3年6月16日に公布と同時に施行され、地方公共団体の議会が政治分野の男女共同参画の推進に積極的に取り組むこと、また、地方公共団体では、セクハラ・マタハラ防止のための研修の実施、相談体制の整備等の施策に取り組むことが必要になった。
- ・自治体職員のハラスメント防止等については、通常、自治体の要綱や規程等において定めており、議員については、政治倫理条例で規定する政治倫理基準において定めているものがある。条例制定まで視野に入れるかどうかはあるが、これらも参考にハラスメント防止要綱、指針等の策定等を進めるべき。
- ・「議員への意見聴取、アンケートなどを行うこと」については、多様な人材が活躍できる議会の環境づくりは、年齢、性別関係なく意見を聞くことが大切である。新任議員や若手議員、大会派と少数会派では様々な意見があるので、各個人に意見聴取をしてみてもどうか。

【ハートフル北九州】

- ・「多様な人材が活躍できる」ということについて、「多様」ということが分かりにくいので、セクハラ・マタハラなど具体的なテーマの取組を行ってはどうか。
- ・具体的な取組を考える上で、アンケートが必要であり、新任議員、若手議員含めて出来ることならば全議員にアンケートを取ってみるとよい。
- ・ハラスメント防止要綱等、取組の基準となるものが必要である。議論して作成し、4年の任期の1年目に人権を含めたハラスメント防止研修を実施していければよい。
- ・何か嫌なことがあったときに相談できる窓口が無ければ、いざというときに困るので、そういう窓口を作っておかなければいけないということを議論し、是非進めたい。

【日本共産党】

- ・「多様な人材がさらに活躍できるためのソフト面での具体的な改善策について、どのような取組を行うべきと考えるか」については、全国市議会議長会「標準市議会会議規則」の改正を受け、現在、「北九州市議会会議規則」の一部改正について議会運営委員会において協議中の中身でよい。
- ・「議員への意見聴取、アンケートなどを行うことについて、どのように考えるか」については、全員に対してアンケートなどによる聞き取りを行うべき。
- ・「ハラスメント防止要綱、指針等の策定について、どのように考えるか」については、任期1年目に、人権を含めパワハラ・セクハラ認識を高めるための研修を実施すべき。

【自民の会】

- ・セクハラ研修を含めハラスメント研修を実施すべき。
- ・全体的な流れとしては、全国市議会議長会の情報提供を待ってシステム化してはどうか。
- ・アンケートに関しては、基となる情報がないと議論出来ないのでは、議員だけでなく、市議会事務局職員にもアンケートを取るべき。

【座長】

- ・具体的な改善策の検討について会派の意見を見ると、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を参考に幅広く捉え検討すべき、という意見やハラスメントへの対応などにテーマを絞り検討すべき、との大きく2種類の意見であった。
- ・公明党の委員に尋ねるが、IPUの示す行動計画の内容は非常に幅広いため、会派として具体的にどの内容に取り組むべきと考えるのか。

【公明党】

- ・個別に、どの行動分野に取り組むか決めているわけではない。この行動計画の前文に、「ジェンダーに配慮した議会は、社会におけるジェンダー平等と女性の地位向上を推進することによって、国内的にも国際的にも模範を示すことができる」とある。つまり「ジェンダーに配慮した議会は究極的には、より効率的で広角的で合理的な議会ということになる」ということが前文に書かれているので参考にしっかりと検討し、北九州市議会としてこの計画にある行動分野1から7の中から、これがよいというものをピックアップして取り組めばよい。

【座長】

- ・引き続き協議したいと思うが、よろしいか。(全員了承)

【座長】

- ・テーマの絞り込みについて、「具体策を検討してはどうか」、との意見については、現在、改正手続中の「北九州市議会会議規則」の内容でよいとする意見の他は、ハラスメント防止対策に関するものが多かった。については、まず「ハラスメント防止対策」を当協議事項の具体的なテーマとしてはどうかと考えるが、いかがか。(全委員了承)

- ・ハラスメント防止対策の参考として、要綱などの策定については、先ほどの事務局の説明によれば、いずれの政令市もハラスメント防止に関する条例や要綱等を策定しておらず、研修も実施していない。他の市町村等で条例を制定しているところもあるが、その内容はいずれも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正前に委員による執行部職員へのハラスメント防止を目的に策定されたものである。
- ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正についての改正内容の詳細については、現在、全国市議会議長会が調査しており、今後、全国の議会に情報提供される予定となっているので、私としては、条例や要綱などの策定を含め、今後どのような対策を行うかは、情報提供の内容を踏まえ、検討することが望ましいと考える。
- ・全国市議会議長会の調査結果が示されるまでの間、まずは本市議会においては議員改選の翌年度に、全議員を対象に行われる議員研修に法改正の趣旨を盛り込み、実施することにしてはどうかと考えるがいかがか。(全委員了承)
- ・ハラスメント防止対策の他、多様な人材が活躍できる議会の環境づくりに向けたソフト・ハード面の取組のアイデアを聴取するための議員へのアンケートなどの実施については、概ね「意見聴取を実施すべき」との会派意見が多かった。
- ・意見聴取の方法としては、アンケートやヒアリングなどの方法があるが、いずれの方法により実施すべきか。まずは、いずれの方法とするのか判断の上での参考として、各方法の特徴について、事務局の説明を求める。

【事務局】

- ・意見聴取方法について説明

※以下、主な意見等

【ハートフル北九州】

- ・「はい・いいえ」や「1・2・3」という形で選択する部分と、記述式で「声や、そのときにどう思ったか」ということを書く部分と、両方を組み合わせたものがよい。

【自民党・無所属の会】

- ・アンケートとヒアリングということだが、恐らくアンケートは記述の形になると思うが、対面で行うヒアリングという形のほうが、文字からでは読み取れない色々な感情や本音の部分が読み取れると思うので、ヒアリングのほうがよいのではないか。

【ハートフル北九州】

- ・調査の方法は色々あると思うが、アンケートが仮に無記名だとすれば、顔が見えにくいため言い易く実施できるが、ヒアリングであれば対面なので、話す方からすると、当然誰が何を言っているか全部聞かれてしまうというリスクがあり、本音のところで話せないということがあるので、うまく組み合わせて探り出していくということが必要ではないか。

【自民の会】

- ・対象は議員だけか。市議会事務局職員も調査対象にすべきだと考えるが、どうか。
- ・事務局の職員たちも我々議員の仕事をサポートする大事な仲間である。職員の方々が気持ちよく働けるような職場づくりも、議会の役目ではないか。

- ・アンケートを取り分析した結果、ヒアリングが必要であればヒアリングを行うほうがベストではないか。
- ・急にヒアリングで話してくださいと言っても、本音ベースでは話せないのではないか。
- ・分析も、第三者機関、大学の先生にしてもらったほうがよいのではないか。

【座長】

- ・今後、議論を深めていきたいので、よろしく願います。

4 多様な手段による議会活動の報告等について

(1) SNSなどを活用した情報発信等

【事務局】

- ・資料5により説明

※以下、主な意見等

【自民党・無所属の会】

- ・「SNSなどを活用した情報発信等」については、市議会独自のアカウントを取得した上で、TwitterとFacebookの2媒体から初めてみることでよいのではないか。
- ・「その目的」としては、まずは情報提供、情報発信という形から始めるべき。
- ・「その具体的内容」については、本会議に関する情報と委員会に関する情報を中心に提供・発信してはどうか。具体的には、本会議の情報については、開催日時、発言者、発言時間、質疑、質問内容、傍聴、インターネット中継のお知らせ、会議結果などを載せればよい。委員会については、日程、審査内容、調査内容、配付資料などを提供・発信すべき。

【公明党】

- ・「どの媒体を活用すべきか」については、本市の公式SNSにおいて活用する主要4媒体を活用すべきとの意見もあるが、Instagramは画像がメインのため難しいのではないかと考える。当面はTwitterとFacebook、LINEを活用する。
- ・dボタン広報紙の活用も考えるべき。
- ・「どのような目的で活用するのか」については、定例会や委員会の開催日時のお知らせ、議会中継、会議の結果、市議会だより発行のお知らせなどに活用すべき。
- ・SNSは双方向のやりとりができるとの特徴があるが、まずは情報発信のみでよい。請願・陳情等をSNSで受けると、何もかも受けるようになることが懸念される。
- ・「どのような内容、どのぐらいの頻度で発信するか」ということについて、内容については定例会や各種委員会の議題、議論内容をトピックス的に情報として発信し、会議で使用した資料等は市議会ホームページに誘導し閲覧できるようにする。頻度については、理想は開催日ごとの発信が望ましいが、作業量を要検討した上で結論を出すべき。

【ハートフル北九州】

- ・会派としては、SNSを活用するという点に対して慎重である。SNSは双方向のものなので、活用するとするならば、そこまで含めて覚悟が必要である。

- ・本当に活用する覚悟であるならば広報委員会を作って、年4回等の開催ではなくて月1回くらい頻繁に開催しなければ意味がない。
- ・第1にやるべきことは、誰もがインターネットにつながっていれば閲覧できる、ホームページの充実が必要である。
- ・SNSを発信するにしても、何を発信したいのか、見てもらうためには市民が何を知りたいのか、そういうことまで考え、そこをしっかりと固めて活用するというのであれば、実施してもよい。
- ・炎上や色々なリスクもあるので、とりあえず実施するというのではなく、メリット・デメリットをしっかりと考えた上で活用しなければならない。
- ・4つの媒体、Twitter、Facebook、LINE、Instagram、それをただコピペして活用しても、それぞれ特徴が違いますので、やはり活用するとすれば本腰を入れてやらなければいけない、そのためにはしっかり準備をしておかなければいけない。
- ・発信内容については、議員が対談している動画をYouTubeにアップロードするなど、関心を持ってもらえるようにしなければならない。作ったはよいがフォロワーが少ない、なども考えられるので、色々と活用し始めた後のことも考えて、慎重に取り組むべき。

【日本共産党】

- ・他の自治体の状況を見ても、特に市議会独自の情報発信を行う意義を感じない。
- ・事務局にさらなる負担を生じさせ、費用対効果も薄いのではないか。

【自民の会】

- ・市議会独自のアカウントを持つということは、賛成。
- ・Twitter、Facebook、Instagram、LINEを活用するとしたときに、事務局の負担がどれぐらいになるのか、この体制で本当にできるのかということが問題。
- ・議会がLINEで発信するときに、LINEというのは双方向でなければあまり意味をなさないのではないか。

※以下、主な意見

【自民の会】

- ・Twitterなどを利用しない年齢の市民も多くいるわけで、確かに大切な情報提供は色々行うべきだが、市議会事務局が、そのことが負担で振り回されることは避けるべきであり、あれもこれもと全部やり、全部知らせることが結果よい方向になるかということと、その膨大な作業を考慮してしっかり考えていただきたい。

【ハートフル北九州】

- ・年配の方も多いので、費用対効果やメリット・デメリットなどを考えたときに、今こうして議論することは大事である。色んなツールは、やはりよい面も悪い面もそれぞれたくさんある。常にそういう感覚を持って取り組むという姿勢は、すごく大事なことである。

- ・常にアンテナを張りながら、市民の関心や意見などをどうすれば反映できるのか、という議論を議会だけではなくて市民にも求めていく、その方法についての議論や試行錯誤というのは非常に大事なことであり、何か結論づけることではなくて、引き続き議論なり、検証なりしていく場であるべき。

【公明党】

- ・4媒体の中で圧倒的に幅広い年齢層が利用しているのがLINEだが、LINEは双方向のやりとりとともに、タイムラインでどんどん情報発信していけるという利点もあるので、タイムラインを活用してはどうか。
- ・事務局が運用するのか、議員間でそういうチームを作り運用するのか、どう進めていくかは慎重に検討したほうがよい。

【自民の会】

- ・費用のかからないところからやってみてはどうか、というのは一つある。Twitter、Facebook、Instagram、LINEと考えたときに、LINEだけは、会員みたいな形になるのでそういう面で特別なため、その辺りを差別し、もう少しどういう戦略で広報するのかということを含めたほうがよい。

【公明党】

- ・基本的に、SNSの最大のメリットというのは双方向でやり取りできることである。当面は発信のみでよいと思っていたが、資料を見ると、SNSに寄せられる市民意見等への対応について、「原則、情報発信のみのため回答等行わないが、内容により対応が必要と判断した場合のみ回答等を行っている」というのが3市ある。

【事務局】

- ・3市についても、規定上は一応そういう可能性も残しているということだが、原則はやはり回答しない。こういう規定だが回答の実績はない。

【自民の会】

- ・情報発信する時に常任委員会中心で発信してはどうか。テレビでは本会議を中継するので、市民は本会議を見ている。しかし、よりコアな議論がなされる委員会については、市民の方々が情報を取ろうとすれば取れるが、全く分からないので、常任委員会の情報を出せばよい。
- ・最近、新聞等で「本会議での発言は誰が何回」ということが出て、それが評価基準になっているが、委員会の活動というのも実は非常に大切な活動であり、そこでこそ本当に本音の議論がなされているのではないかと思うので、情報発信するとすれば、ぜひ、委員会での発言を中心に取扱いしてはどうかと提案する。

【自民党・無所属の会】

- ・今回のこのテーマの大義は、「多様な手段による議会活動の報告」なので、議会や委員会がどのようなことをやっているのかということ、情報提供しつつ報告するということは、できることはやったほうがよい。

- ・少なくとも、我々世代も含めて多様な世代でSNSを使う人たちが増えているとともに、恐らく、今後はSNSを使わない議会も少なくなっていく。そのような中で、まずできることはやってみようということによいと思う。
- ・しかし、事務方が大変だというのは、まさにそのとおりなので、この協議会の方で、まずは、例えば、開催について発言者、発言時間、質問内容、せめてこれだけから始めてみましょう、という形でやってみることが必要なのではないか。
- ・広報委員会の設置など色々と意見が出たが、私自身、議員の前任期に市議会だより編集委員会の委員長をさせていただいたが、やはり意見がまとまらず、結局は事務方とのやりとりになるので、その負担というものは変わらないのではないか。委員会だと決まるものも決まらないという部分があるので、まずはできる簡易な情報から、事務方中心に発信してもらい、それをブラッシュアップしていくという方向がよいのではないか。

【座長】

- ・機能の追加等の費用がかかる可能性があることも踏まえて、今後、他市議会の状況を見ながら研究を続けていきたいと思うが、いかがか。(全員了承)

(2) 議会活動の市民周知

【事務局】

- ・資料6について説明

【座長】

- ・ただいまの説明を踏まえ、具体的にどのような改善に取り組むことが望ましいと考えるのか、提案会派の説明をお願いします。

【ハートフル北九州】

- ・「議会活動の市民周知」ということで、議会は、私たちの生活に関わりがあって色々なことが決められているが、市民は「今、議会が開催されている」ということも知らないというのは大変残念なこと。今、議会が開催されている、どういうことをしているのかと関心を持ってもらい、傍聴に来てもらったり、インターネットで見てもらったりして、結果的には、市民の政治参画意識を高めて投票率を上げることにつなげていきたい。
- ・わっしょい百万夏まつりのときに議事堂の一般公開をしたらどうか。
- ・市民の方が分かるという意味では、例えば、本庁舎やこの議事堂に「今、開会中です」ということを横断幕などで大きく書いたり、北九州モノレールの駅に立て看板を置いたり、市役所にポスターやのぼり旗を立てたりして、お金をかけずに知らせることは出来るのではないか。

※以下、主な意見等

【自民の会】

- ・市民に議会が開催されているということをお金をできるだけかけないで知らしめる方法としては、やはりNHKのニュースは絶対見ると思うので、NHKの北九州放送局に常にそういう情報を流していただく。そこから実施してみて、他に何やかんやお金をかける必要はない。

- ・「議会を開催しています」というのは、我々の事務所からも発信できるし、市役所には記者クラブもあるわけだから、NHKなどの放送局、報道を使って、その辺からしっかりやってもらうということをはどうか。

【自民党・無所属の会】

- ・お金をかけずにできるものと言えば、先ほど議論もあったSNSのFacebook、Twitterというのはお金がかからず、勝手に情報も入ってくる部分もあるので、そういうことも含めて活用すればよいのではないかと。

【座長】

- ・議事堂見学や一般公開については、本市議会の取組が他都市に比べて遜色ないものと思うが、他都市では、議会の主催行事や執行部の行事とタイアップなどによって、議場見学や一般公開を行っている。今後、議事堂の施設管理上の課題、例えば安全管理、人員体制などを検討しながら、実施可能な機会があれば検討してみてもどうかと考えるが、いかがか。(全員了承)
- ・定例会開催等の周知について、本市議会では、市政テレビやラジオなどを活用しているが、他の市議会では、公共交通機関の中吊り広告やデジタルサイネージ、立て看板などによって周知を図っている。他の市議会の状況を踏まえ、中吊り広告やCMは多額の費用がかかっているため、コロナ禍により財政状況が厳しい中では、まずは、比較的安価に取り組むことができるデジタルサイネージや立て看板などから行ってみてもどうかと考えるが、いかがか。(全員了承)
- ・当協議事項については、本日の協議により方向性が定まったので、次回の協議会において代表者会議に報告する座長案を提示し、議論いただきたい。

5 第3回協議会について

【座長】

- ・第3回協議会では、今回、継続協議となった項目については具体案の提示等により、引き続き協議を行い、その他の項目については、資料が準備でき次第、協議を開始したい。
- ・第3回協議会の開催日程については、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

情報発信に活用する媒体

1 本市公式LINEの運用状況

内容	アカウント取得、メッセージ配信機能にチャットボット機能、セグメント機能を追加
費用負担	導入費用：約 100 万円 運用費用：約 100 万円
備考	<p>12月1日から以下の新たな機能を追加しリニューアル ※今後も新機能や対応分野の追加等を行いながら充実を図る予定</p> <p>■チャットボット機能（画面イメージ別紙） 知りたい事柄を、自動応答形式で絞り込みながら、市ホームページの該当ページへ案内する。 （現在の案内分野） 「防災」、「子育て」、「ゴミ・リサイクル」</p> <p>■セグメント配信（画面イメージ別紙） 欲しい情報を選んで受け取る機能。 あらかじめ、受診設定で受け取りたい情報を選択することで、必要な情報のみ、メッセージを受け取ることができる。 （現在のサービス対応分野） 「毎月の「保育所等の受け入れ可能児童数」情報」 「市立学校・園の一斉休校情報」 「市政だよりWeb版（新刊発行ごとに配信）」 「災害情報（区ごとに設定可能）」</p>

参考：LINEによる情報発信

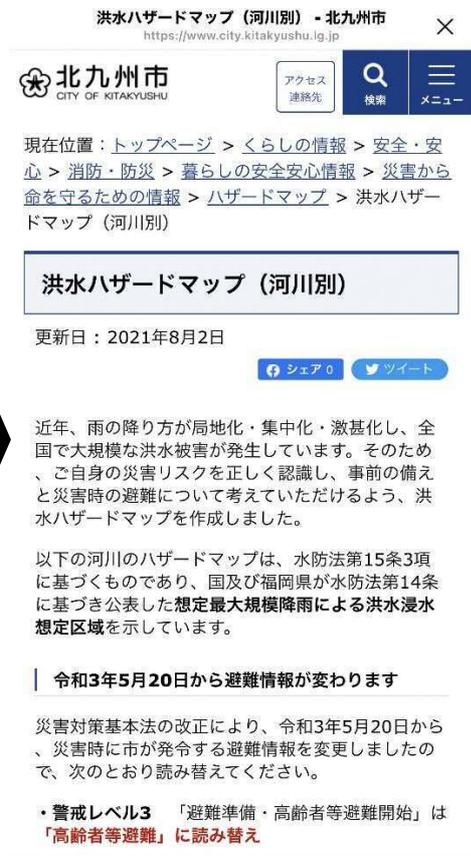
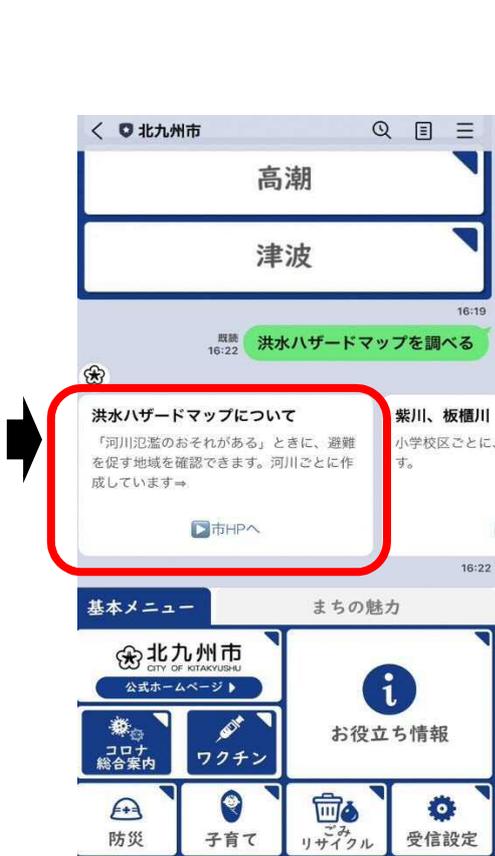
①メッセージ配信

- ・費用負担なく利用することも可能だが、メッセージ配信数に制限有り
(1,000通/月上限、追加不可：例えば、友だち登録200人であれば月5通、500人であれば2通、メッセージを配信できる)
- ・メッセージの配信は友だち登録を行った利用者のみ
※利用者において、特定の配信者によるメッセージをブロックする機能あり

②タイムラインへの投稿

- ・タイムラインは利用者にブロックされることはないがプッシュ通知されない
のでホームページと同様、利用者が閲覧しに行く必要がある
- ・タイムラインへの投稿は無料
- ・友だち登録を行っている利用者が投稿をシェアすることにより、友だち登録者以外の者への拡散が可能

画面イメージ：チャットボット機能



北九州市ホームページ・該当ページ

画面イメージ：セグメント配信>>受診設定



基本メニューから
「受信設定」を選択

北九州市LINE 受信設定

お住まい **必須**

北九州市内 北九州市外

年代 **必須**

受信したい防災情報

災害発生のおそれがある場合、メッセージを送信します。お住まいやお勤め先、大切な人がいる場所を登録しましょう。
*複数選択可
*あとで変更することができます

門司区 小倉北区 小倉南区 若松区
 八幡東区 八幡西区 戸畑区

その他、受信したい情報

希望する情報を配信します。配信情報は、今後、増えることがあります。
*複数選択可
*あとで変更することができます

市立学校・園の一斉休校情報
 保育所等の受入可能児童数（月1回程度）
 市政だより（月2回） LINEの新機能情報（随時）

受け取りたい情報を選択

今後、「その他、受信したい情報」の選択欄に、「議会に関する情報」を追加することができるかは要協議。

2 dボタン広報誌の活用

「dボタン広報誌」とは、地上デジタルテレビのデータ放送を活用した広報。

新型コロナウイルス感染症に関する情報や災害時における避難情報など、市民の皆様に必要な情報をリアルタイムでお届けするもの。

<配信内容>

- ・「緊急、医療、お知らせ、生活、募集、イベント」の6つのカテゴリでお知らせ
- ・文字によるタイムリーな情報を配信

<使い方>

- (1) テレビのチャンネルをKBC(1チャンネル)に合わせ、リモコンの「dボタン」を押す。
- (2) 「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押す。
- (3) 矢印ボタンで閲覧したい情報を選択する。

※インターネットの接続は不要。『テレビの放送電波』で文字情報を配信するため、無料で視聴可能。

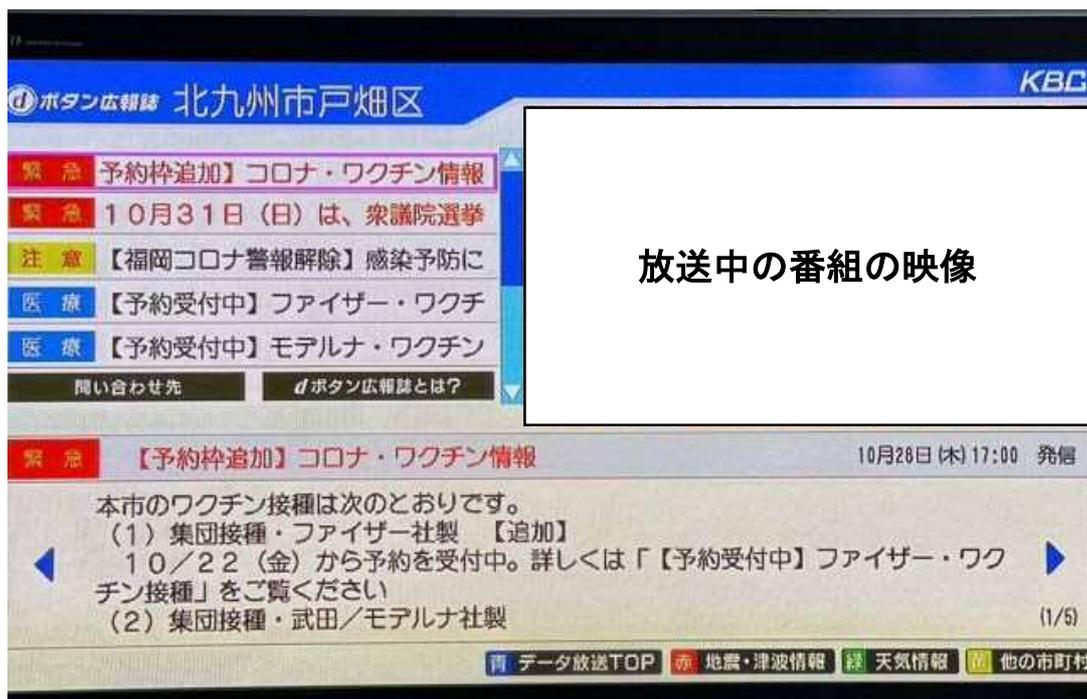
<情報掲載方法>

- ・掲載希望記事を市広報室へ提出
- ・掲載する記事は広報室が選別（定例的な掲載は要協議）
- ・費用負担：記事掲載依頼元の負担なし

<最近の配信情報>

- ・新型コロナウイルス関連
- ・市内の新型コロナウイルス感染者情報
- ・世界体操・新体操選手権北九州大会
- ・低所得者の子育て世帯への給付金支給
- ・1歳6か月児・3歳児歯科健診（無料）
- ・後期高齢者医療制度被保険者の歯科健診など

<画面イメージ>



SNSにおける発信内容の検討

1 SNSと市議会ホームページの関係



2 SNSの発信内容＝市議会ホームページ（新着情報）の掲載内容

- SNSでは基本的に、現在、市議会ホームページのトップページ「新着情報」に掲載している定例会の会期日程、発言通告、閉会中の常任委員会及び特別委員会の開催日時、付議事件等を配信し、詳細を記載したページへ誘導する。

・現在掲載している内容

- (1) 定例会に関する情報 ①会期日程・案
- (2) 本会議に関する情報 ①発言通告（発言順序、発言者、発言時間、発言項目）
②傍聴・インターネット中継のお知らせ
③会議結果 など
- (3) 委員会に関する情報 ①審査・調査内容、配付資料
②視察報告書 など
- (4) その他 ①交際費の執行状況

・今後考えられる掲載内容例

- (1) 本会議等に関する情報①日毎の発言者・発言時間、質疑・質問内容
- (2) 話題事項 ①議事堂を利用した取り組み
（避難訓練、パネル展、中学生議会等）
②議員による対談等 など
- (3) 主要行事
イベント等 ①議会改革協議会やカフェトーク、議会報告会
などの開催
②市議会だより
③議事堂見学の様子
④議長・副議長出席行事 など

3 SNS発信イメージ

【北九州公式SNS「好きっちゃ北九州」の配信記事】

Facebook



Twitter



(参考：他市議会の配信記事の例)

横浜市会 Facebook & Twitter



千葉市議会 Twitter



4 他政令指定都市（議）会のホームページにおける特色ある動画掲載事例

【横浜市会】議会紹介動画

市会広報動画

みんなの横浜市会！

本会議場ウェルカム編



議事堂に来て見て知って！編



他政令指定都市（議）会における 常任委員会に関する情報発信の状況

1 インターネット放映等による動画中継の状況

インターネット放映		テレビ		公共施設に設置するモニターによる放映
生中継	録画放映	地上波	ケーブルテレビ	
9市		0市／9市		4市／9市

2 SNS等による情報発信の状況

SNS等により情報発信を行う政令指定都市（議）会	13市（本市除く）
うち、 <u>常任委員会に関する情報を発信している市（議）会</u>	12市
<主な発信内容> 開催日程、録画中継の案内、審議結果、視察概要報告 など	

3 本市議会における本会議と常任委員会の情報発信内容の比較

■市議会ホームページにおける発信内容

情報発信内容		本会議	常任委員会 (及び空港特別委員会)	(参考) 予算・決算 特別委員会
記事 (文字や 資料)	開催日時・日程等	○	○	○
	発言者・発言時間・発言順序	○	—	—
	質疑・質問内容	○	—	△ (項目のみ)
	会議資料	○	○	○
	会議結果	○	—	—
	会議録	○	○	○
動画	インターネット放映 (生中継及び録画)	○	×	○

※現在、映像配信機材が設置されているのは議場及び第6委員会室のみ

協議結果（座長案）

1 多様な手段による議会活動の報告等

（2）議会活動の市民周知

- 議事堂見学は引き続き積極的に実施するとともに、議事堂の一般公開については今後、議事堂の安全管理面や人員体制等、施設管理上の課題等を勘案のうえ、議会や執行部の行事開催時等、実施可能な機会があれば具体的に検討する。
- 定例会開催等の周知については、比較的安価に実施することができるデジタルサイネージや立て看板等を活用し、市民に対する積極的な周知を行う。
 - ・ 議事堂見学や一般公開については、現在、本市議会は他政令指定都市議会と同程度の取組を行っているが、他政令指定都市議会では親子議場見学会等の議会の主催行事や、市役所見学ツアーなどの執行部の行事とタイアップするなどして、積極的に議場見学や一般公開を行っている。今後、議事堂の安全管理面や人員体制等、施設管理上の種々の課題を検討しながら、実施可能な機会があれば具体的に検討する。
 - ・ 定例会開催等の周知については、現在、市政テレビやラジオなどを活用しているが、定例会等が開催されていることを知らない市民も未だ多くいらっしゃる。他政令指定都市議会では公共交通機関の中吊り広告やデジタルサイネージ、立て看板等により周知を図っているところもあるが、公共交通機関の中吊り広告やテレビコマーシャルには多額の費用がかかることから、まずは比較的安価に取り組むことができるデジタルサイネージや立て看板等を活用し、市民へより積極的な周知を行う。

議員間討議について

1 第2回（前回）議会改革協議会における委員意見の整理

議員間討議を行う内容

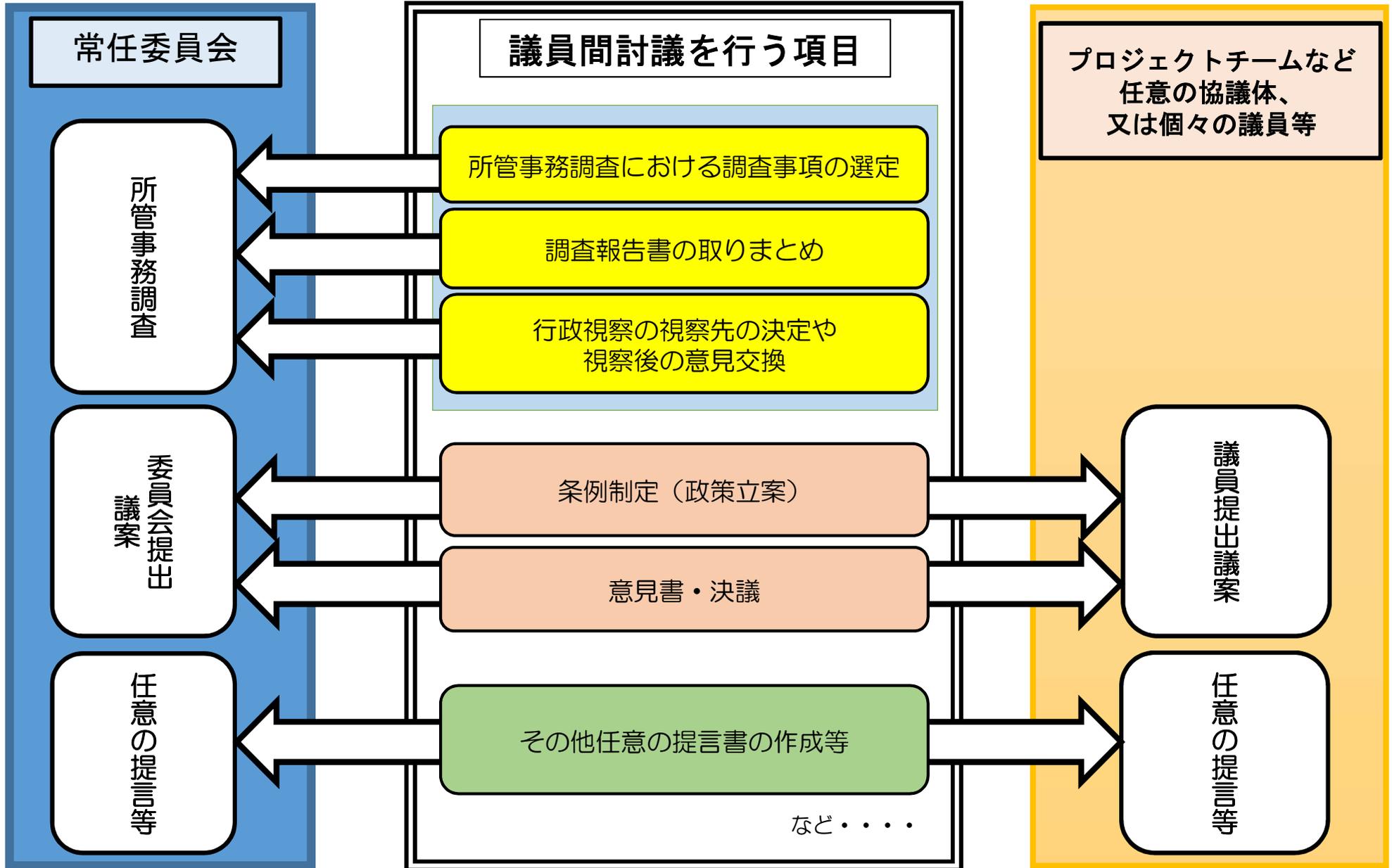
議員間討議を行う項目

- ・ 現行どおり（所管事務調査における調査事項の選定、調査報告書の取りまとめ、行政視察の視察先の決定や視察後の意見交換など）
- ・ 所管事務調査の事項選定・報告のまとめ、行政視察先の決定や視察後の意見交換において議員間討議すべき。
- ・ 条例制定、意見書・決議、その他任意の提言書等の作成、従前の常任委員会における所管事務調査の項目決定、報告書のとりまとめ、行政視察先の決定、事後意見交換などでいいのではないか。
- ・ 現行、常任委員会で行っている議員間討議をもっと活性化させることは必要である。
- ・ 議会、委員会の意見の集約をしなければいけないものは全て議員間討議すべき。

議員間討議の実施方法

- ・ 常任委員会やその他協議会等において、その統括責任者の決裁のもと行うことが望ましい。
- ・ 常任委員会において、委員会所管事項や委員会で定めた所管事務調査事項に関して、議員による提案や政策調査活動内容の報告を公表できるように各委員会において委員間で意見を述べ合うことから始めたらどうか。
- ・ 討議を行いまとまらないときにどうするのか、などやり方を考えなければいけないと思うので、引き続き研究し試しながら実施していくことが重要ではないか。
- ・ 会派の大小に関係なく、そもそも議員が持っている主張を出し合えるような委員会の雰囲気作りが必要である。そのために今行っていることを少しでも議員間討議できるように委員長が采配していくべき。

< 議員間討議の現状 >



＜政策立案システム（政策条例制定手続）の現状＞

北九州市議会会議規則

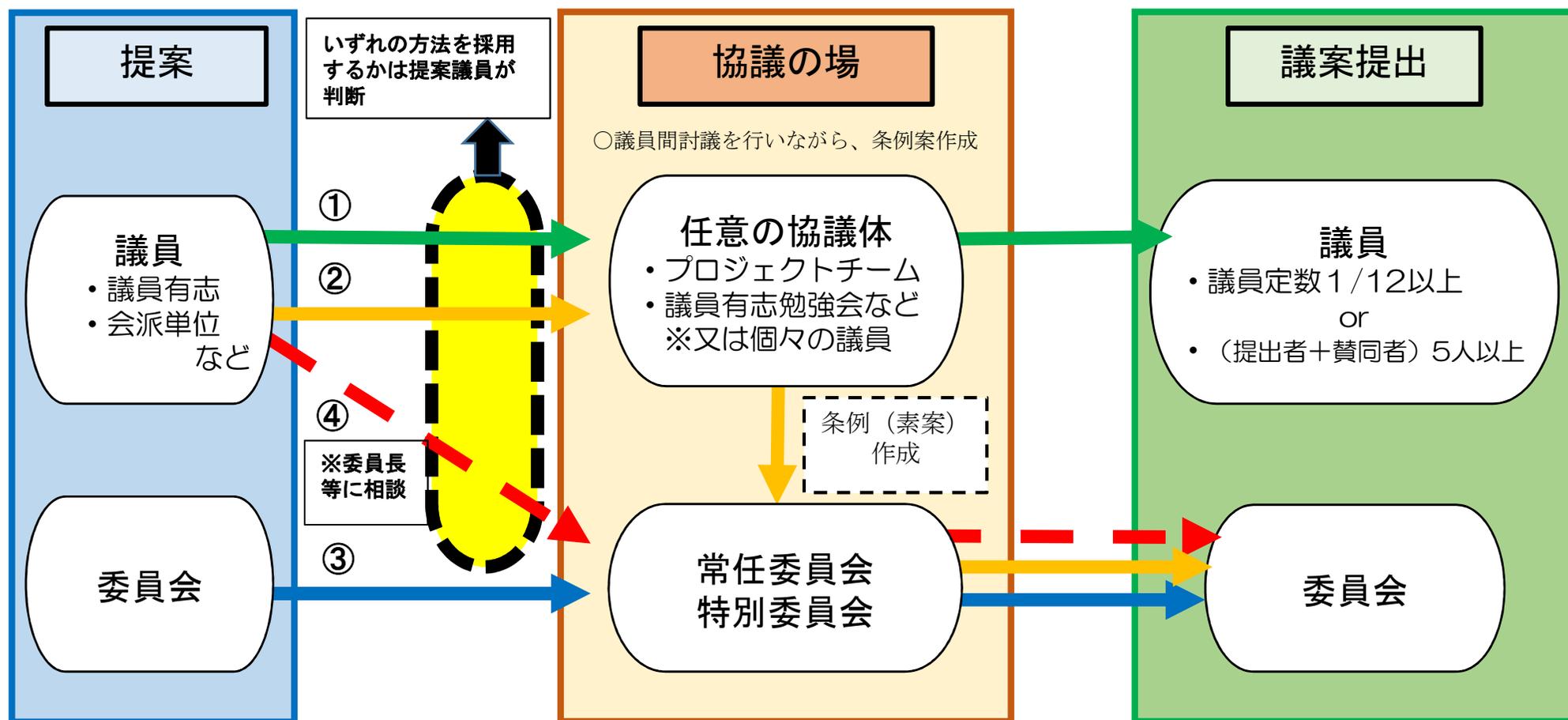
（議案の提出）

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては提出者及び賛成者を合わせ議員定数の12分の1以上の者が連署し、その他のものについては提出者及び賛成者を合わせ5人以上の者が連署して議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

現状（過去の実績）

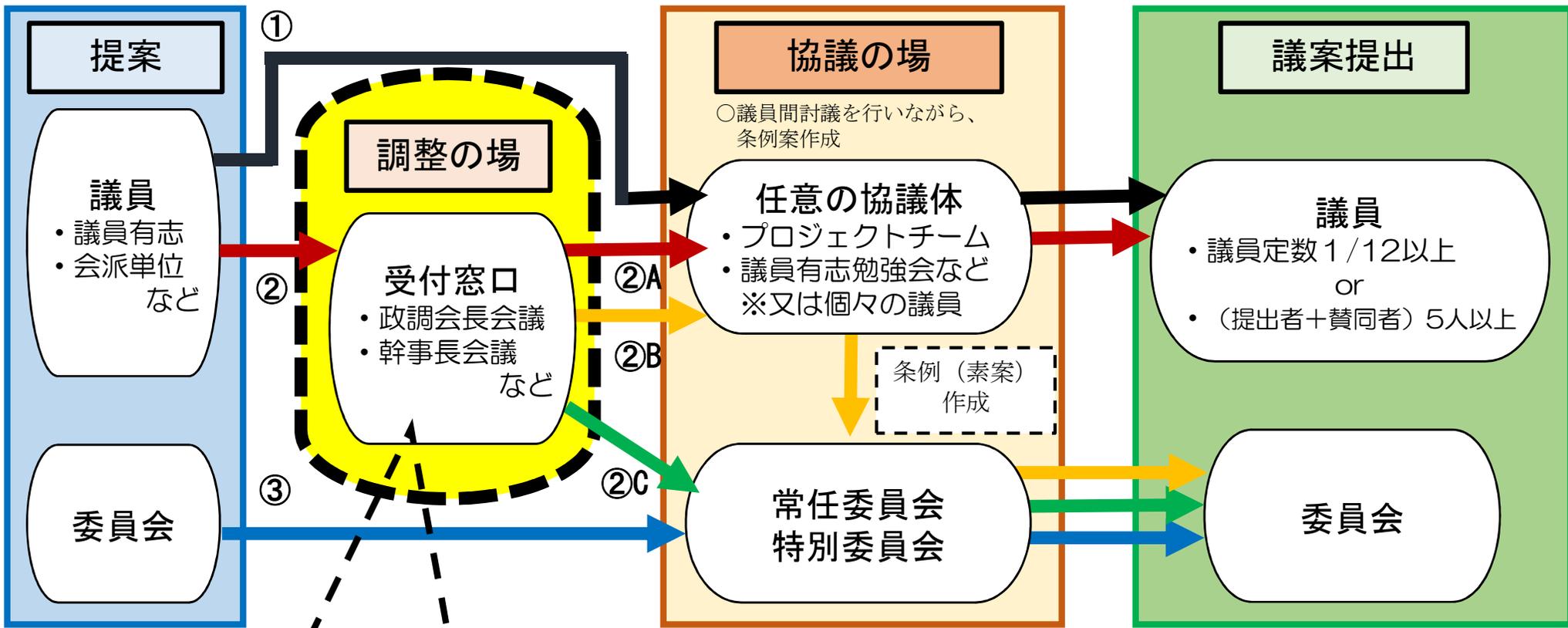
※どの方法を採用するかは提案議員による任意



<政策立案システム（政策条例策定手続）の改善案（委員提案の図示）>

提案内容

- ・ 政策立案システムを構築する。
- ・ 議員から提案を受け付ける窓口を設置し、協議する場を調整し決定する。



- ・ 調整の場をどの会議体とするか
- ・ 誰が招集するのか
- ・ 必ず調整の場に諮るのか
- ・ 所掌事務の範囲をどうするか
- ・ 提案者の参加の是非 など

本市議会の政策条例策定経緯

条例名	条例議案作成主体	協議期間【会議回数】 (上記に至るまでの 事前検討期間)	パブコメ	条例議案 提出者	議決日 施行日
北九州市商店街の活性化に関する条例	経済港湾委員会	平成25年 6月～10月【3回】 (約2か月)	実施	経済港湾 委員会	H25. 10. 8 H25. 11. 1
北九州市中小企業振興条例	(所管事務調査事項→条例案作成→ パブリックコメント→条例議案作成)	平成26年 7月～11月【4回】 (約3か月)		H26. 12. 8 H27. 4. 1	
北九州市子ども読書活動推進条例	教育水道委員会 (所管事務調査事項→条例案作成→ パブリックコメント→条例議案作成)	平成27年 2月～6月【5回】 (約1年半)		教育水道 委員会	H27. 6. 26 H27. 7. 3
北九州市官民データ活用推進基本条例	議員有志 (勉強会→条例素案作成→議案作成)	平成29年7月～11月 【 — 】 (—)	未実施	議員43名	H29. 12. 8 H29. 12. 20
北九州市子どもを虐待から守る条例	・プロジェクトチーム (条例素案作り) ・保健病院委員会 (パブリックコメント、 条例議案作成)	平成30年7月～11月 【PT(素案検討)：11 回、 委員会：3回】	実施	保健病院 委員会	H30. 12. 12 H31. 4. 1

多様な人材が活躍できる議会の環境づくり

1 第2回（前回）議会改革協議会における委員意見の整理

議員への意見聴取、アンケートの実施について

（実施について）

- ・本協議会での議論次第であり、(アンケート等を)実施しない場合であっても、少数会派についてはヒアリングを行うといった手法を考えても良い。
- ・多様な人材が活躍できる議会の環境づくりは、年齢、性別関係なく皆さんの意見を聞くことが大切だと考える。また、新人議員や若手議員、大会派と少数会派では様々な意見があると思うことから、各個人に意見聴取をしてみてもどうか。
- ・具体的な取組を考える上では、やはりアンケートが必要であり、新人議員、若手議員含めて出来ることならば全議員にアンケートを行うべきである。
- ・全員に対してアンケートなどによる聞き取りを行うべきである。
- ・議員だけではなくて、市議会事務局職員にもアンケートを行うべきである。

（実施方法について）

- ・記述式アンケートではなく、対面のヒアリングの方が良い。
- ・選択式と記述式の両方を組み合わせたものが良い。
- ・無記名アンケートであれば実施しやすいが、ヒアリングは対面なので本音で話せないこともあるので、うまく組み合わせることが必要である。
- ・アンケートを取り分析した結果ヒアリングが必要であればヒアリングを行う方が良い。
- ・分析を第三者機関、大学の先生にしてもらった方が良い。

意見聴取の実施方法等について

1 意見聴取項目

※参考：別紙「内閣府による地方議会議員に対するアンケート調査」の項目

2 意見聴取対象者

(1) 議員

- ア 全議員
- イ 対象限定（〇期以下、〇歳以下、ご家族の介護中、
〇歳以下のお子さんの子育て中 など）
- ウ 各会派から〇人 など

(2) 議員 + 市議会事務局書記（ア 全書記、イ 対象限定 など）

3 意見聴取方法

(1) 意見聴取方法

- ア アンケート（調査票の配布・回収）
- イ ヒアリング（対面による聞き取り）
- ウ 上記 ア+イ

(2) 設問

- ア アンケートの設問
 - (ア) 選択式（「はい・いいえ」、5段階評価など）
 - (イ) 記述式（「●●●●●についてどのように思いますか？」や「はい」と回答した方は、その具体的内容をご記入ください。」など）

構成の例	例 1	例 2	例 3
	全て選択式	全て記述式	選択式・記述式混合
設問 1	選択式	記述式	選択式
設問 2			記述式
設問 3			選択式
設問 4			記述式
設問 5			選択式

イ ヒアリングの実施方法

- (ア) ヒアリング用の設問を作成し、意見を聴取する
- (イ) アンケートの回答内容のうち、特徴的な意見を提出した議員等から意見を聴取する（要記名）
- (ウ) アンケートの回答結果を参考に、任意に選出（各会派1名等）する議員等から意見を聴取する（記名は不要）

	例 1	例 2	例 3	
ヒアリング実施方法の例	全て ヒアリング用の 設問	アンケート用 ＋ ヒアリング用の 設問	アンケートの回答内容を参考の うえヒアリング	
設問 1	ヒアリング用の 設問 →当設問について ヒアリング	アンケート用の 設問 (上記アの 例 1～3)	アンケート 用の設問 (上記アの 例 1～3)	特徴的意見 について ヒアリング (上記 (イ))
設問 2				
設問 3				
設問 4				
設問 5		ヒアリング用の 設問 →当設問について ヒアリング		回答結果を 参考に 任意選出 議員等から ヒアリング (上記 (ウ))
設問 6				
設問 7				
設問 8				

(3) 意見者名等の表示

- ア 意見者名（記名 OR 無記名）
- イ その他事項（会派名、期数、年齢、性別 など）

意見聴取項目

※太字：市議会事務局において、当協議事項との関係が深いと考える事項。

※当調査は「女性の政治参画」をテーマとしているため、当協議事項「多様な人材が活躍できる議会の環境づくり」について調査するためには、項目の追加が必要と考える。

【参考】内閣府男女共同参画局：

「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書（令和3年3月）」
地方議会議員に対するアンケート調査・調査項目から抜粋

議会活動やその環境について

議員として現在特に力を入れて取り組んでいる分野

議員活動を行う上での課題

議会の時期、日程、議員活動に伴う活動の状況と出席しやすさ
より出席しやすくするための方策

議員活動を行う上で課題となっている議会の慣行等

議員活動を行う上で所属議会や政党・会派から得たい支援

議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等から受けたハラスメント

議員によるハラスメント防止の取組状況

ハラスメント防止に関する取り組みの内容

議員によるハラスメントをなくすため有効だと考えられる取り組み

ハラスメント防止のために有効だと考えられる取り組み

議会への女性の参画促進のため、所属議会、所属政党・会派が実施している取り組み

女性議員を増やすために有効だと思われる取り組み

女性の議会参加による効果について

所属議会の女性議員の割合

女性議員の存在による、所属議会への影響

女性議員の存在によってもたらされた、地方政治や議会における良い変化の例

女性議員がいないことによる不都合、困った点

【参考】内閣府男女共同参画局：

「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査
研究報告書（平成30年3月）」

調査の内容・アンケート調査結果から抜粋

議員活動や議員活動を行う環境について

会期・開催日程の出席のしやすさ

議員として現在特に力を入れて取り組んでいる分野

過去3年間に携わった議案の提出回数

過去1年間の議会での質問回数

所属議会における議長や副議長、委員会委員長等の役職経験

議員報酬の金額の充足感

所属議会における政務活動費の有無

政務活動費の充足感

議員活動に必要な知識を得るための研修や情報提供の状況

議員活動を行う上で得られると良いと考える知識

所属議会における条例制定や調査等の議員活動を支援する機能の有無

所属議会におけるセクシャル・ハラスメント防止等に関する議員向け研修や勉強会
の実施の有無

議員に対する産前・産後休暇、育児休暇、介護休暇の条例や議会の規定等における
明文化の有無

所属議会における託児所の状況

所属議会における授乳室の状況

所属議会における女性用トイレの状況

女性議員が活動を行うための環境整備として所属議会又は所属政党が行っている
取り組み、これから必要と考える取り組みや制度

議員活動を行う上での課題

その他の課題

地方議会において理想と考える女性議員の割合

女性地方議員が少ない原因として考える理由

女性地方議員が増えるための決め手と考えること

所属議会や所属政党における地方議会への女性の参画促進に係る取り組みの実施
状況

議場におけるパソコン・タブレット端末の活用

1 議場等への電子機器類の持ち込み

(1) 政令指定都市（議）会の状況

電子機器類の持ち込みを可とする市（議）会（本市含む）		本市の状況
本会議	8市	タブレット端末（公費貸与）のみ
議会運営委員会	13市	パソコン（議員私用） タブレット端末（公費貸与）
常任委員会	12市	
特別委員会	13市	
上記以外の市議会は全て持ち込み不可		※携帯は全て不可

参照：議会事務調査（令和3年10月）

(2) 本市議会における議場での質問時配付資料（印刷物）のペーパーレス化について

ア 令和3年8月26日開催 議会運営委員会

ペーパーレス化を一層推進する観点から、他の議場配付資料と同様にタブレット端末に配付することを決定

イ 資料の持ち込み・配布等に関する規程等

<北九州市議会会議規則>

（資料の持込み及び配布）

第147条 議場又は委員会の会議室への資料の持込み又は配布については、議長又は委員長の許可を得なければならない。ただし、資料のうち印刷物の持込みについては、この限りでない。

<先 例>

252 議場での資料配付は、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可する。ただし、議会運営委員から疑義が呈されたものは、議会運営委員会で協議する。

なお、配付しようとする議員は、次の点に留意する。

- (1) 配付する資料は、議会は言論の府であり、質問は口頭によることが原則であるという考え方を踏まえて作成する。
- (2) 資料の内容が著作権や個人情報の保護、公序良俗に反しないかなど十分配慮するとともに、その内容について責任を負う。
- (3) 資料に記載する字句は、凡例程度にとどめる。
- (4) 配付に当たっては、質疑・質問日の2日前（当日が市の休日の場合はその前日）までに議長あて許可願を提出し、許可された後120部を提出する。

2 政令指定都市（議）会における資料投影等の実施状況

(1) 議場におけるスクリーンなどの設置状況

スクリーンなどの設置		資料等の投影の可否	
設置している	13市	投影可能	5市
設置していない	7市（本市）	投影不可	8市

(2) 投影を可としている議会における機器の概要等

No	機器の概要	投影内容（用途）	資料の投影方法	設置等概算費用
1	150型 スクリーン 1台 (議長席背後の壁)	・質疑・質問の補完資料 ・演壇で発言する議員の映像	議場設置の画像入力装置・プロジェクターによる資料投影	約800万円 ・スクリーン ・プロジェクター 他
2	103型 ディスプレイ 2台 65型 ディスプレイ 1台 (議長席背後の壁)	・質疑・質問の補完資料 ・出席議員数 ・発言残時間 ・インターネット中継 画像	議場設置のパソコンをディスプレイに接続し資料投影	約2,800万円 ・ディスプレイ
3	150型 スクリーン 2台 (議長席背後の壁)	・質疑・質問の補完資料 ・インターネット中継 画像	議場設置のプロジェクターに書画カメラ又はパソコンを接続し資料投影	約500万円 ・スクリーン ・プロジェクター
4	100型 ロールスクリーン 2台 (議長席背後の壁)	・質疑・質問の補完資料	議場設置のプロジェクターにパソコンを接続し資料投影	約400万円 ・スクリーン ・プロジェクター ・パソコン
5	150型 スクリーン 1台 (議長席背後の壁)	・質疑・質問の補完資料 ・演壇で発言する議員の映像	議場設置のプロジェクターに書画カメラを接続し資料投影	約700万円 ・スクリーン ・プロジェクター 他

参照：議会事務調査（令和3年10月）

福岡市議会 令和2年6月11日開催：議会改革調査特別委員会（第3回）資料

常任委員会のオンライン化 (出席、参考人招致、現地調査など)

1 関係例規等の改正の必要性

(1) オンライン開催に係る条例等の改正

- 令和2年4月30日付け総務省自治行政局行政課長通知
「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」抜粋

議会の議員が委員会に出席することは不要不急の外出には当たらないものと考えられるが、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と案団される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第113条及び法第116条第1項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されている。

- 令和2年7月16日付け
「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&A」

条例、会議規則関連

【地方公共団体による質問の要旨】

通知では、関係例規の改正の必要性を指摘しているが、改正方法として各例規の本則の改正を想定しているのか、それとも新型コロナ対策に限定していることを考慮して、特例条例、特例会議規則の制定を想定しているのか。

【総務省の回答】

改正の形式については、ご指摘のいずれの方法も考えられるところであり、各団体において、それぞれの現行の条例や会議規則の規定ぶりを踏まえ、適切に判断していただきたい。

2 他政令指定都市（議）会の状況

(1) オンライン委員会開催状況

委員会	オンライン 開催可能 条例等改正	改正条例に基づく オンライン委員会の 実施状況		条例改正未実施	
		実績有	実績無	検討中	改正予定 なし
常任委員会	5市	2市	3市	5市	9市
特別委員会		0市	5市	5市	9市

(2) オンライン委員会を開催した市（議）会の参考人招致、現地視察の実施状況

委員会	オンライン委員会 開催実績有	オンライン実施	
		参考人招致	現地視察
常任委員会	2市	0市	0市

(3) 常任委員会をオンライン開催した市（議）会における会議形態等

ア 会議形態、機器の概要等

No	会議形態	機器の概要等	概算経費
1	①委員 (正副委員長含む) ：委員会室 又は 自宅等 ②執行部、事務局 ：委員会室	【ソフトウェア】 ・Microsoft teams 【機器】 ・広角Webカメラ・集音マイク兼 スピーカーセット(2台) ・拡張集音マイク2個(2セット) ・55インチ液晶ディスプレイ・デ ィスプレイスタンド(2セット)他	・機器購入 約63万円
2	①正副委員長 ：委員会室 各委員 ：委員会室 又は 自宅等 ②執行部、事務局 ：委員会室	【ソフトウェア】 ・LINEWORKS 【機器】 ・パソコン(2台) ・テレビ・モニター台(6セット) ・スピーカーフォン(5個) ・Webカメラ(6個) ・ルーター(9台) 他	・機器購入 (新規分のみ) 約140万円 ※パソコン4台、スピー カーフォン1台既存使用 ・LINEWORKS ライセンス料 約35万円/年

イ 議事の公開要請への配慮

No	傍聴対応	議事妨害に対する対応
1	<ul style="list-style-type: none"> インターネットで視聴できるようにしている。 オンライン出席の委員の発言も含めて委員会室で傍聴できるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 配信サーバーに、サーバーの二重化等の障害対策を講じている。 障害発生時は、委託業者が状況を確認し、原因を特定した後、対策を実施する。
2	<ul style="list-style-type: none"> インターネットで視聴できるようにしている。 申し合わせにより、委員会の傍聴は議事堂や市庁舎ロビーに設置するモニターでの放映によるものとし、委員会室における直接の傍聴は原則として行わない。傍聴用モニター映像からも見える位置にオンライン出席の委員の映像を表示し、スピーカーから音声を出力する。 	特に対応はしていない。

ウ 出席委員の本人確認等

No	確認方法	円滑な議事運営のための工夫
1	映像と音声の両方が確認できている場合のみ出席とみなす。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局、理事者は委員会室に参集する。(オンライン参加は想定していない) 委員長がオンライン参加をする場合は、副委員長が委員長の職務を行う。 委員会運営について協議を行う代表者会議は、オンラインを使用せず、市会構内の会議室等で開催する。 委員会開会予定時刻の30分前までに、オンライン委員と事務局との間で通信環境を確認する。
2	委員長が、オンライン委員会を開催する直前に、映像及び音声によりオンライン出席委員が本人であるかを確認している。	<ul style="list-style-type: none"> 正副委員長は委員会室に参集する。 ゆっくり、はっきりと発言するようお願いしている。

エ 自由な意思表示の確保

No	出席委員以外の者がいないことの確認の有無	表決や選挙の実施方法	秘密会の開催
1		<ul style="list-style-type: none"> ・表決は、オンライン参加委員については個別に映像により本人を確認を行い、発言により賛否の確認を行っている。通常参加の委員については起立により賛否の確認を行っている。（なお、全会一致の場合は起立ではなく簡易表決を行っている。） ・選挙については、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができることとしている。 	<p>規定なし （オンラインでの開催は想定していない）</p>
2	確認している	<ul style="list-style-type: none"> ・表決は映像による挙手の確認とする。 ・オンライン出席委員は採決に当たり、賛成の意思を表明する場合には、意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で、指先を上にした手のひら全体がパソコン等の通信機器の画面上に表示され、明瞭に映像として他の委員に送信されるようにするもの。 ・採決の際、映像の送信ができなくなったオンライン出席委員がいる場合は、当該オンライン出席委員に対し「賛成」又は「反対」と音声で表明するよう促す ・投票による表決及び選挙は行わない。 	<p>委員会条例により、秘密会を開催しようとする場合を除き、オンラインによって委員会を開催できると規定している。</p>

オ 委員に対する費用弁償の支給

No	費用弁償支給の有無
1	<p>支給していない。 ※会議出席費用弁償無（H18. 4. 1 適用） 平成 18 年 4 月以降の会議出席分より廃止</p>
2	<p>支給していない。</p>

オンラインミーティングの実施 (ZOOM などのアプリの活用)

1 他政令指定都市（議）会の実施事例

No	内容
1	・ 特別委員会研修会 (講師が WEB にて研修、特別委員会委員は委員会室にて研修を受講)
2	・ 講演会 (議員は会場に参集。講師と Zoom (ライセンス使用料は講師負担) で接続しているパソコン画面をスクリーン等に映して、講演会を実施)

2 本市執行部の実施事例

No	オンラインミーティングの種類	参加者	実施方法	開催場所	ソフトウェア
1	会議	①市職員 ⇄ ②外部有識者	①② リモート参加	①市役所会議室 ②自宅等	Cisco Webex Meetings Microsoft Teams
2	意見交換会	市職員 (①本庁⇄②出先)		①市役所会議室 ②出先	ZOOM
3	セミナー	①講師 ⇄ ②一般市民		①勤務先等 ②自宅等	
4	研修	①講師 ⇄ ②市職員等		①勤務先等 ②市役所会議室 又は自席等	
5	現場確認	①市職員 ⇄ ②民間業者	②民間業者等によるインターネット・ライブ配信映像を②市職員が視聴	①市役所等 ②現場	スマートフォン ウェアラブルカメラ等

3 本市議会における任意の協議体・会議等の一例

- (1) 議会改革協議会
- (2) 議会基本条例検証委員会
- (3) 市議会だより編集委員会
- (4) カフェトーク in 北九州運営会議
- (5) 政策立案支援事業における講演会

タブレット端末の双方向での活用

1 他政令指定都市（議）会の活用状況

タブレット端末の導入 (事務局による貸与)	
導入している	7市（本市）
導入していない	13市

⇒ タブレット端末を導入している他政令指定都市（議）会において、
双方向による活用事例なし

※各市（議）会において、現状はペーパーレス化を目的に導入しており、
執行部からの資料提供等一方通行の活用に留まっている状況

2 タブレット端末の双方向での活用案の一例

- ・ 議員による調査活動
（例：オンラインによる施設見学、工事現場等の確認、及びそれらに伴う
意見交換等）
- ・ 本市・他都市の議員・執行部等とのオンラインミーティング
（例：情報交換、資料提供を補完するためのオンライン説明等）

など